



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年 2月21日火曜日 第2344号

## ◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	110
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	110
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	110
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	111

土地改良区の定款変更の認可.....	112
道路の供用開始（県道湯山高縄北条線）.....	112
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	113
道路の供用開始（ " ）.....	113

### 教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定.....	113
--------------------	-----

## 告 示

### ○愛媛県告示第213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 2月21日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ハローズ三島店	四国中央市中曾根町381番1 外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所	3箇所	平成24年2月9日	平成24年2月8日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

### ○愛媛県告示第214号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年 2月21日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局産業経済部管内）

大三島加入区

### ○愛媛県告示第215号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成20年2月愛媛県告示第233号）による保険に付すべき義務は、平成24年2月20日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成24年 2月21日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局産業経済部管内）

大三島加入区

○愛媛県告示第216号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 2月21日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ルネサスエレクトロニクス株式会社  
 神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地  
 代表取締役社長 赤尾 泰

2 事業場の名称及び所在地

ルネサスエレクトロニクス株式会社西条事業所  
 西条市ひうち8番地6

3 特定施設に関する事項

除害装置L

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第63号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり0.20立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～3 最大 1～3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 25 最大 40
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 278
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 10 最大 10	

備考 汚水等は、弗素含有廃水処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 弗素含有廃水処理施設

設置年月日	昭和58年 9月30日		
処理施設の種類	物理化学的処理		
処理施設の型式	凝集沈殿方式		
処理施設の構造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製等		
処理施設の主要寸法	凝集槽 縦2.1メートル 横2.9メートル 高さ3.5メートル 沈殿槽 縦9.5メートル 横9.5メートル 高さ3.5メートル 凝集槽 直径2メートル 高さ2.8メートル 高速沈殿槽 直径4メートル 高さ1.8メートル		
処理施設の能力	1時間当たり72立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～3 最大 1～3	通常 8～10 最大 8～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 25 最大 40	通常 25 最大 40
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50	通常 30 最大 50
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 180 最大 278	通常 5 最大 8
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1,630 最大 1,680	通常 1,630 最大 1,680	

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設置年月日	昭和58年 9月30日		
処理施設の種類	化学処理		
処理施設の型式	中和処理方式		
処理施設の構造	エポキシ樹脂製		

処理施設の主要寸法	一次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル 高さ3.5メートル x 2基 二次中和槽 縦2.5メートル 横3.5メートル 高さ3.5メートル x 2基		
処理施設の能力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 9.4	通常 8.0 最大 9.4
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 29.7 最大 52.8	通常 29.7 最大 52.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 8.0	通常 1.4 最大 8.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.6 最大 7.7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 40
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 8,295 最大 9,000

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、今治市土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 2月21日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第218号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	松山市横谷乙440番69	平成24年 2月21日
"	"	松山市横谷乙283番 2	"
"	"	松山市横谷乙297番 3 から 同市横谷乙296番 5 まで	"
"	"	松山市横谷乙287番 4 から 同市横谷乙286番 5 まで	"

## ○愛媛県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂586番4から 同町山鳥坂586番12まで	旧	メートル 8.6～12.0	キロメートル 0.130	
			新	8.6～83.4	0.130	

## ○愛媛県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂586番4から 同町山鳥坂586番12まで	平成24年 2月21日

---

**教育委員会告示**

---

## ○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県指定有形文化財に指定する。

平成24年 2月21日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
篠 山 山 形 模 型	宇和島市御殿町9番14号	宇和島市藤江1339番地 宗教法人多賀神社	1基